

事 務 連 絡

令和 5 年 4 月 28 日

各 位

国土交通省自動車局

「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について

本日、『「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について』が閣議決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止されることについて、別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましては、別添「（事務連絡）「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について」（令和 5 年 4 月 28 日）を傘下会員に対し周知・情報提供をお願いいたします。

（別添）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 事務連絡

「「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について」

政府対策本部が廃止されることについて、所管団体及び独立行政法人等への周知をお願いするものです。

事 務 連 絡
令和 5 年 4 月 2 8 日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について

本日、『「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について』が閣議決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止されることとなりました。

各府省庁におかれましては、所管団体及び独立行政法人等への周知を図る等の対応をお願いします。

（別紙）「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について（令和 5 年 4 月 28 日閣議決定）

（連絡先）

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（総括 2 班）

担当者：入野、鈴木、岡島、柴山、伊原

直通：03(6257)1309

メール：g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp

「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について

（令和 5 年 4 月 28 日）
閣 議 決 定

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について（令和 2 年 1 月 30 日閣議決定）を廃止する。

附 則

この閣議決定は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。